

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 7 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象
企画財政課

第 2 監査の期間
令和元年 11 月 5 日（火）、6 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

① 収入事務が適法・適正に行われているか。

② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

② 予算目的に反する支出はないか。

③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

(1) 土地貸付に伴う賃貸借契約について

主に平成29年度の土地賃貸借契約書において、賃貸借料の遅延に対する遅延利息について規定されているが、年2.7%で算出した額としている。一方、平戸市債権管理条例においては、本則で年14.6%（当該指定期間の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）で算出した額とされており、同条例の附則において特例規定が設けられているが、この規定を適用した場合においても、平成29年度で年9.0%（当該指定期間の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.7%）となり、差異が生じている事例が見られたので、適切に対応されたい。

【意見】

(1) 土地の有効活用について

平成29年度に土地開発基金から買い戻した土地のうち、多目的広場用地（田平町）、的山港背後埋立用地（大島村）など5箇所においては、取得目的が達成できない状況となっている。用地の活用について関係部署と協議を進めるなど検討されたい。

(2) 土地の処分について

公有財産の売り払いについては、随意契約による処分が多く用いられているが、その根拠としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第2号によるものと判断される。一方、公有財産管理規則では、処分の方法が明記されておらず、土地の売り払いについては、「公有財産売り払い価格決定の基準につい

て」などの内部規定により運用がなされている。処分の手続きを明確にするためにも普通財産の売り払いに関する事務処理規程等の制定を検討されたい。

第6 むすび

「やらんば！平戸」応援基金寄附金（ふるさと納税）は、減少傾向にあるものの自主財源としての役割はいまだに大きく、市民福祉の向上、交流人口の拡大や定住促進など様々な事業に活用されている。

一方で、平成30年度決算における「やらんば！平戸」応援基金の現在高は3,302,758千円で、基金残高に対する未使用ポイントの割合は25.6%、同様に平成29年度は23.9%、平成28年度は25.2%となっている。また、各年度における付与ポイントに対する使用ポイントの割合は、平成28年度が74.8%、平成29年度で105.7%、平成30年度では145.4%と増えてきているものの、使用期限を定めていないことから846,579,500ポイントが未使用の状況にある。

ポイントの使用は、地域経済の活性化にも寄与していることから、未使用ポイントの費消を促すためにも、今後は期限を定めた付与ポイントに移行できないか検討すべき時期にきているものと思われる。

なお、国においては、寄附金総額に対する返礼品の調達に要する費用等の適正化を図るなど制度の見直しを進めており、今後は、国の動向にも注視しながら制度の運用に努めていただきたい。

次に、公会計制度に基づく財務書類4表については、公会計システムにより作成されているが、固定資産の数値は税務課の固定資産台帳の数値を引用しているものの、公有財産（行政・普通財産）台帳と内容が一致しない状況にある。これは、未登記、取得・処分の報告漏れ、地籍調査による地積・地目の変更が反映されていないなどによるものと考えられる。

財務書類4表は、固定資産の状況及び財務状況の正確な把握に不可欠であり、将来世代に残る資産はどのくらいあるかといった資産形成度、負担の世代間公平性などの指標等を経年で比較することで、財政運営の信頼性がさらに高まると思われるので、財務会計システムと公会計システムの連動についても検討が必要と思われる。

また、財政の見通しについては、平成29年3月に策定した平戸市財政健全化計画（平成29～35年度）では中期プラン実施後には、令和5年度（平成35年度）に3億5,900万円の財源不足を見通しており、平成29、30年度の歳入歳出差引額をそれぞれ2,800万円の黒字、1億6,700万円の赤字と見通していたが、実績ではそれぞれ5億2,000万円、6億8,200万円の黒字となっている。これは歳入では、国県支出金、やらんば応援寄附金、繰入金、市債等の減少により、歳入全体が縮小したものの、それ以上に、歳出では人件費、物件費、積立金、投資的経費等が減少したことによるものと考えられる。今後とも、計画期間中の中期プランの取組状況を把握し、さらなる財政の安定化につながるよう努めていただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。